



子育てエコホーム支援事業



どんな制度なの？



エネルギー価格高騰の影響を受けやすい子育て世帯・若者夫婦世帯※による高い省エネ性能(ZEHレベル)を有する新築住宅の取得や、住宅の省エネ改修等に対して支援することにより、子育て世帯・若者夫婦世帯等による省エネ投資の下支えを行い、2050年カーボンニュートラルの実現を図る制度です。

※子育て世帯: 18歳未満の子を有する世帯 若者夫婦世帯: 夫婦のいずれかが39歳以下の世帯(年齢はいずれも2023年4月1日時点)



どんなメリットがあるの？



住宅の新築や、一定の要件を満たすリフォームを行う場合、所定の補助金額が交付されます。



どんな工事が対象なの？



世帯を問わず対象工事を実施するリフォーム

いずれか必須

- ① 開口部の断熱改修
- ② 外壁、屋根・天井
または床の断熱改修
- ③ エコ住宅設備の設置

任意

- ④ 子育て対応改修
- ⑤ 防災性向上改修
- ⑥ バリアフリー改修
- ⑦ 空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置
- ⑧ リフォーム瑕疵保険等への加入

■ 対象期間 ● 2023年11月2日以降に工事に着手※するもの。

※ 工事請負契約後に行われる工事であること



各項目の
合計

上限 600,000円取得!

世帯の属性	既存住宅購入・長期優良住宅の有無	1戸あたりの上限補助額
子育て世帯・ 若者夫婦世帯	既存住宅を購入※1※2しリフォームを行う場合※3	600,000円
	長期優良住宅の認定(増築・改築)を受ける場合※4	450,000円
	上記以外のリフォームを行う場合※4	300,000円
その他の世帯※5	長期優良住宅の認定(増築・改築)を受ける場合	300,000円
	上記以外のリフォームを行う場合	200,000円

※1 売買契約額が100万円(税込)以上であること。

※2 2023年11月2日(2023年度経済対策閣議決定日)以降に売買契約を締結したものに限定。

※3 自ら居住することを目的に購入する住宅について、売買契約締結から3ヶ月以内にリフォーム工事の請負契約を締結する場合に限る。

※4 自ら居住する住宅でリフォーム工事を行う場合に限る。

※5 法人、管理組合を含む。

